

# 第3次高梁市子ども読書活動推進基本計画

☆☆ 高梁わくわく読書プラン ☆☆



平成28年2月

高梁市教育委員会

目 次

1	計画策定の意義と経緯	1
2	計画の構成と期間	2
3	計画の対象	2
4	子どもの読書活動推進体制の整備	2
5	子どもの読書活動推進にあたっての方策	3
	(1) 図書館における子どもの読書活動の推進	3
	① 現状と課題	
	② 目標	
	③ 施策	
	(2) 家庭における子どもの読書活動の推進	4
	① 現状と課題	
	② 目標	
	③ 施策	
	(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	5
	① 現状と課題	
	② 目標	
	③ 施策	
6	子どもの読書活動推進に関する啓発	7
7	参考資料	
	(1) 用語解説	8
	(2) 子どもの読書活動の推進に関する法律	10
	(3) 文字・活字文化振興法	12
	(4) 第3次岡山県子ども読書活動推進計画（概要）	15

## 1 計画策定の意義と経緯

### (1) 意義

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。乳幼児期には、読み聞かせを通し親子の触れ合いを深め、言葉を学びコミュニケーション能力を養います。小学校期には絵本や小説などの物語を通し、主人公と自分を重ね合わせることにより、様々な生き方を体験し、豊かな心や資質を育み、また総合的な学習の時間などの授業で様々な本に触れ自然科学、社会科学について知識を身に付け、知的探究心を養います。中・高等学校期には、「知りたい」という思いから自発的に情報を収集し、その情報を基に自らの考えを深め、それを対外的に発信する能力を培います。この活動は生涯にわたり続き、自ら学ぶことを通し視野と活動の幅を広げ、将来を切り開くエネルギー源になります。

しかし、テレビ・ゲーム・インターネット等の情報メディアの発達により、多様かつ大量の情報を簡単・瞬時に入手できるようになり、利便性が向上した反面、子どもが本を読む機会が減少する傾向にあります。そのため、今まで以上に子どもが読書によって、自主的に学ぼうという習慣を身に付けていくことが必要です。

高梁市では、このような背景を踏まえ、子どもの各成長期に適した読書活動が可能となり、本を読むことの楽しさ・大切さを理解できるような環境づくりが不可欠だと考えます。そして、家庭・学校・ボランティアグループ・図書館・行政等が連携し、子どもの「知る」という喜びに向かって伸びようとする心を支えます。

### (2) 経緯

読書活動のもつ重要性から、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備を推進することを基本理念としています。

この法律に基づき、国及び県は「子どもの読書活動の推進に関する計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に向けた施策を実施しています。

高梁市においても、家庭・学校・ボランティアグループ・図書館・行政等が一体となり、子ども読書活動の積極的な推進をめざすために、平成18年に「高梁市子ども読書活動推進基本計画～高梁わくわく読書プラン～」を策定し、平成23年には第2次基本計画を策定しました。平成27年度を第2次基本計画の最終年度としており、計画の成果と課題を踏まえ、今後も子どもの自主的な読書活動を推進するため「第3次高梁市子ども読書活動推進基本計画～

高梁わくわく読書プラン～」の策定に至りました。

## 2 計画の構成と期間

第3次基本計画は、最初に子ども読書活動推進体制の整備の確立について示し、その体制の中で図書館・家庭・学校を読書活動の中心となる場所とし、各場所における現状と課題をまとめ、これらを実現するための目標と施策を示します。また、子ども読書活動推進に関する啓発についても同様とします。

実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## 3 計画の対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条基本理念に基づき、本計画の対象者は、乳幼児から高校生（おおむね18歳以下の者）までとします。

## 4 子どもの読書活動推進体制の整備

### ① 現状と課題

図書館をはじめ家庭・学校・ボランティアグループ・行政等による子どもの読書活動は、それぞれの年代や場所において活発に行われています。これからも子どもが読書に親しみ自ら学ぶ姿勢を養うには、幼児期での読書経験を小学校での学びにつなげ、さらに中・高等学校での主体的な読書活動に発展できるような環境が必要です。そのため、子どもの読書活動に関わる図書館・家庭・学校・ボランティアグループ・行政等とその関係者が互いの立場と役割を理解し、今まで以上に連携することが大切です。

### ② 目標

本に親しむ子どもが一人でも多くなるように、本と出会うきっかけづくりに努めます。そして、子どもの成長とともに、読書習慣が身に付くように、図書館を中心とし家庭・学校・ボランティアグループ・行政等の連携を図ります。

#### 【重点目標】

- 子どもの読書活動に関わる図書館・家庭・学校・ボランティアグループ・行政等とその関係者のネットワークを基盤に連携を深め、子どもが自ら本を読む姿勢を養える環境を整備します。

### ③ 施策

- 図書館等※は学校図書館・公民館・ボランティアグループ等と相互連携し、子どもの読書活動を推進します。
- 市内のこども園・保育園・幼稚園、小・中・高等学校への団体貸出しやレファレンスサービス※を行い、読書による学習を支援します。
- 図書館司書と学校司書※との情報交換や研修の場を提供します。
- 県立図書館や県下の図書館との相互連携を進めます。
- 各地域のボランティアグループにおけるネットワークの構築や関係機関との連携を支援するとともに、活動の場を提供し、また研修会等を開催します。
- 行政は、基本計画の諸施策の進捗状況を把握するため、関係諸施設、団体の協力を得ながら推進状況の調査をします。
- 特色ある優れた実践を行っている学校やボランティアグループなどの把握に努め、国や県、市などの既存の表彰制度により表彰し、その取組を奨励することで読書活動を促進します。

## 5 子どもの読書活動推進にあたっての方策

### (1) 図書館における子どもの読書活動の推進

#### ① 現状と課題

社会生活の変化に伴い、図書館利用者のニーズも変化してきています。また現高梁中央図書館は昭和43年に建設され、施設の老朽化や手狭な書架室、閲覧室の整備が喫緊の課題となっており、バリアフリー※やユニバーサルデザイン※を考慮した施設設備などの充実が求められています。

そのため、平成27年度から備中高梁駅の北側に隣接する位置に複合施設(4階建)の建設を進めています。1階がバスセンターで2階から4階が図書館となり、平成28年12月に開館を予定しています。

新図書館は、生涯学習の拠点として、市民の生涯学習をあらゆる角度から支援し、読書活動の中核施設としての役割を担い、特に子どものための図書資料やサービスの充実、イベントの開催などの情報提供に努めていく必要があります。

#### ② 目標

図書館等は市民の生涯学習を支える施設として、図書その他の資料の収集と提供に努めます。子どもが読書の喜びを味わい、その魅力を発見できるように子どもと本との出会いを進め、学校等※・児童館・公民館などの関係機関やボ

ランティアグループと協力しながら、読書活動の推進に取り組みます。

### 【重点目標】

- 成長期に合わせた図書資料の充実を図り、子どもの読書活動を支援します。
- 資料の提供や本の紹介、風土や地域の歴史資料の展示、おはなし会などの図書館サービスを行い、読書のきっかけづくりを工夫して行います。
- 学校等・児童館・公民館などの関係機関やボランティアグループと協力し、資料の団体貸出しや配本サービスにより、子どもの読書と学習活動を支援します。

### ③ 施策

- 図書館は、児童図書、中・高生向けの図書、郷土資料の充実を図るとともに、子どもがのびのびと過ごせる空間を提供します。
- 岡山県図書館相互貸借※及び高梁川流域7市3町公立図書館相互利用※を周知し、その活用を促すことで、利用可能図書の拡充を図ります。
- おはなし会や絵本の展示などの行事を開催し、読書のきっかけづくりを行っていきます。
- 移動図書館により、市内全域へのサービスの向上に努めます。
- 「図書館だより」や広報紙・ホームページなどで、新刊や話題本の紹介を行います。
- ボランティアグループと連携して、各地域の図書館や生涯学習施設※で子どもが読書に親しめる環境整備に努めます。
- 特別な支援を必要とする子どもに配慮し、県立図書館と連携を深め、図書資料の充実を図ります。
- 新図書館の運営にあっては、子どもにも配慮した図書館の運営に努めます。

## (2) 家庭における子どもの読書活動の推進

### ① 現状と課題

子どもが最初に本に出会うのは家庭での保護者による読み聞かせであり、親と子の触れ合いの時間を通し、読書の楽しさを知るきっかけとなります。そのため、子どもの読書活動の推進には、家庭で各成長期に適した読書が継続的に行われ、保護者が積極的に関わっていくことが必要です。

しかしながら、保護者の中には「どのような絵本を読めばいいかわからない」、「読み聞かせの方法がわからない」といった意見があり、このような保護者への支援が必要です。また、メディアの発達により子どもがテレビ・ゲーム・インターネットを利用する時間が増加し、本に接する時間が減少する傾向にあります。

このことから、家庭での読書活動を推進するためには、保護者に読書の重要性や知識を伝え、子どもが家庭で日常的に本を読めるような環境づくりが大切です。

## ② 目標

家庭内で読書をする時間を増やすために、家庭で読書に親しむ習慣づくりを推進します。また読書に関心のある保護者だけでなく、読書に親しみのない保護者等に読書の大切さを知ってもらうため、更なる情報提供を図ります。

### 【重点目標】

- 家庭教育支援として、保護者に対し、乳幼児期から読み聞かせを行うことや自主的な読書の習慣が身に付くように環境を整えることの重要性について理解を促します。
- 保護者が子どもへ読書の楽しさを伝えられるように、ブックスタート事業※などの子ども読書活動関連事業や子育て支援事業等を通じ、読書へのきっかけづくりをします。

## ③ 施策

- 図書館は、読み聞かせや本の紹介など、子どもの各成長期に適した講座や読書イベントを開催し、保護者の読書に対する理解が深まるように情報を発信します。
- 各地域においては、読書ボランティアグループの活動を促進します。また読書ボランティアを養成するとともにレベルアップ研修等を開催します。
- 学校は、ボランティアグループ等と連携し、子どもだけでなく保護者にも本に触れる機会を提供し、読書への理解を促進します。
- 行政は、ブックスタート事業を継続し、乳幼児期から本に親しむ機会を提供します。

## (3) 学校等における子どもの読書活動の推進

### ① 現状と課題

小・中学校における読書活動は、学習指導要領に基づき子どもの読書指導に関する知識を有した学校司書や司書教諭※の指導を受け、読書習慣を形成する上で大きな役割を担っています。活動の内容も自由に本を読む活動から各教科や総合的な学習の時間などでの調べ学習、読み聞かせなど多岐にわたり展開しています。現在、全ての小・中学校で計画的に読書の時間を設けており、各学校では図書委員会が読書集会を行うなど読書への関心を高める活動も積極的に行っています。

高等学校では図書館と図書委員会を中心として活発な読書活動が行われています。一方で、スマートフォンの利用が急速に進み、1年間に1冊も本を読まない生徒も多く、本を読む生徒と読まない生徒の二極化が進んでいます。

こども園や保育園、幼稚園では、絵本の読み聞かせや図鑑の活用などが行われていますが、図書資料が十分確保されているとはいえません。

このことから、各学校等における読書活動を継続するとともに、学校図書館の環境整備や、学校司書及び司書教諭の配置に努める必要があります。

## ② 目標

子どもが、各年齢に適した図書を読めるように学校図書館等の環境を整備し、読書に関する専門的な指導を受けられるように学校司書や司書教諭の配置に努め、子どもの読書習慣の確立を図ります。また、こども園等※において子どもの発達段階に応じた読書活動が可能となるように、図書資料の充実を図ります。

### 【重点目標】

- 朝の読書や読み聞かせなど、計画的な読書活動の取組を奨励し読書指導の充実を図ります。
- 学校図書館の環境を整備し、質・量ともに図書資料の充実を計画的に図ります。
- 学校司書及び司書教諭の適正な配置に努めます。
- 図書館等やボランティアグループと連携し、子どもの読書活動の推進に努めます。
- 子どもの発達段階に合わせた読書活動ができるよう、こども園等の図書環境を整備します。

## ③ 施策

- 学校は、図書委員会活動を中心に、子どもの自主的な読書に関する取組を活性化させるとともに、年間指導計画に読書指導を位置付け、読書指導の充実を図ります。
- 保護者やボランティアグループと連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します。
- 学校図書館図書標準※に基づき図書の計画的な整備と充実を図り、学校図書館の環境を整備します。
- 学校図書館等の開放の可能性について研究し、その実現に努めるとともに、空き教室等の有効利用など読書スペースの整備や確保に努めます。
- 図書館等との連携を深め、充実した貸出しができるように努めます。
- 図書館等職員や保護者、ボランティアグループ等の協力により、学校図書館を活性化し、多種多様な行事などの充実を図ります。
- 特別な支援を必要とする子どもに配慮し、県立図書館と連携を深め、図書資料の充実を図ります。
- 常に学校図書館に司書がいる環境を目指し、学校司書の兼務校の削減を図り、司書教諭の増員と適正な配置に努めます。



- 学校司書及び司書教諭の実質的な職務内容を検討し、校内での連携と共通理解を深めます。
- 行政は、小学校入学時に実施するセカンドブック事業※を継続し、子どもが読書に親しむ機会を拡げます。

## 6 子どもの読書活動に関する啓発

### ① 現状と課題

「子ども読書の日」※は「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこととされています。

現高梁中央図書館を中心に「子ども読書の日」に関する取組として、絵本の展示コーナーの設置や、おはなし会などを開催し、また移動図書館車による広報などを実施しています。

しかしながら、読書の大切さを認識し読書活動に熱心な保護者がいる一方で、読書に親しみのない保護者もあり、子どもの読書活動に関する理解度にばらつきがあることから、更なる啓発活動が必要です。

### ② 目標

子どもの読書活動の推進には、本人の興味はもちろんのこと、家庭や学校での理解と働きかけが必要です。周りの大人自身も読書に親しむ中で、子どもの読書活動の意義や大切さについて、理解を深めてもらえるよう啓発に努めます。

#### 【重点目標】

- 「子ども読書の日」や「子ども読書週間」※、「読書週間」※の意義、またそれらにかかわる行事について広報・啓発に努めます。
- 子どもの読書活動への理解と関心を深めてもらえるように読書の意義や大切さを啓発します。

### ③ 施策

- 図書館は、「子ども読書の日」や「子ども読書週間」、「読書週間」を中心に、その趣旨にふさわしい行事の展開に努めます。
- 図書館や学校・公民館・ボランティアグループと連携し、多くの市民が読書について知りたいと思う情報を得られるように広報啓発活動を展開します。
- 広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等を通じて、情報の提供に努めます。

## 7 参考資料

### (1) 用語解説

#### 図書館等

(平成27年9月現在 単位：冊)

図書館・室名	住 所	蔵書数 (内 児童書)
高梁市立高梁中央図書館	向町21	110,385 (33,524)
高梁市立成羽図書館	成羽町下原967	26,198 (11,448)
高梁市有漢図書室	有漢町有漢3387	12,902 ( 4,878)
高梁市川上図書室	川上町地頭1822	9,014 ( 2,782)
高梁市備中図書室	備中町布賀29-2	3,037 ( 392)

#### レファレンスサービス

学習、調査研究活動をより充実したものにするために、資料に関する質問、相談を受け付けて情報検索や文献調査などの支援を行うこと

#### 学校司書

学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている専門職員

#### バリアフリー

障害者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁が取り除かれた状態

#### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍（言語）や障害の有無等に関係なく、すべての人に利用しやすい建物や製品、サービス、情報等を提供していく考え方

#### 学校等

こども園、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校

#### 岡山県図書館相互貸借

- ① インターネット予約貸出し  
岡山県立図書館へ来館できない方がインターネットを通じて「いつでも、どこからでも」県立図書館の資料を予約し、近くの図書館で受取り、返却できる制度
- ② 市町村図書館への長期一括貸出し  
市町村の図書館へ長期にわたり、一括貸出しを行っている制度  
(年間3回、1回あたり1,500冊以内)

## 高梁川流域7市3町公立図書館相互利用

新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市の7市3町が圏内に在住する住民の利便と、文化向上を図るために行う公立図書館の相互利用サービスのこと

## 生涯学習施設

公民館や文化交流館、児童館、勤労青少年ホームなど

## ブックスタート事業

乳児健診会場で読み聞かせと絵本のプレゼントを行い、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあう時間をもつきっかけとする事業

## 司書教諭

学校図書館司書教諭講習規程による司書教諭の講習を修了し、任命権者により発令された教諭

## こども園等

こども園、保育園、幼稚園

## 学校図書館図書標準

文部科学省が定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準

## セカンドブック事業

ブックスタート事業に加えて、本に親しむ機会をつくり、子どもの読書に対する興味、関心を高め、読書好きな子どもに育ててほしいという願いを込め、小学校入学時に本を贈呈する事業

## 子ども読書の日・・・4月23日

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月成立）」第10条第2項により制定された日

## 子ども読書週間

「子ども読書の日（4月23日）」から「こどもの日（5月5日）」をさむ3週間

## 読書週間

10月27日から11月9日の文化の日を中心とした2週間

## (2) 子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成13年12月12日 法律第154号]

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等の連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 「衆議院文部科学委員会における付帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

### (3) 文字・活字文化振興法

[平成17年7月29日 法律第91号]

#### (目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

#### (基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文

化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

#### （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### （学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとと

もに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

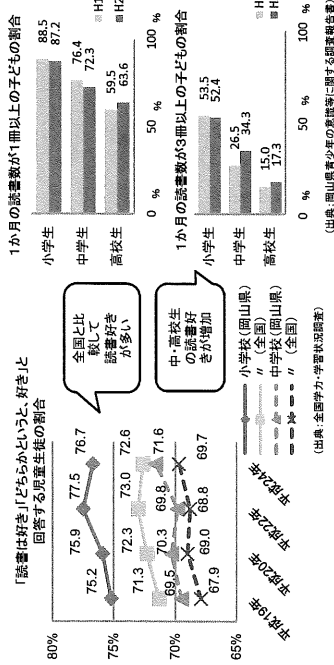


# (4) 第3次岡山県子ども読書活動推進計画 (平成25年度から5年間) (概要版)

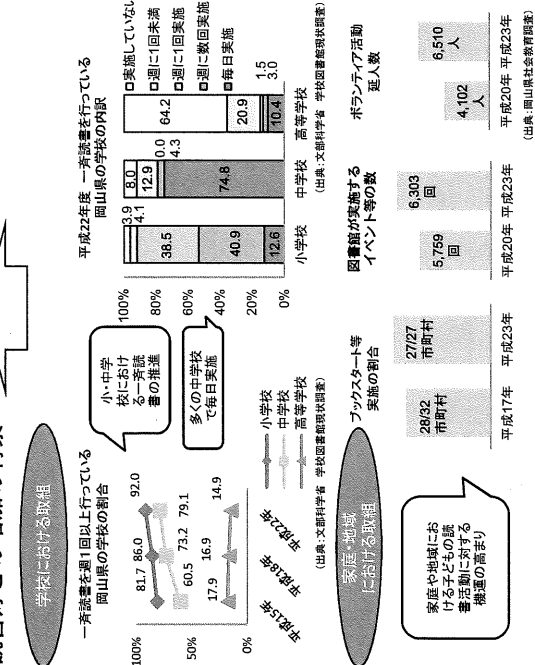
## 第2次計画 (平成20年3月策定) における岡山県の取組

- 第2次計画の性格
  - 第2次計画は、第1次計画の「子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動に至るまで、家庭・学校・地域がそれぞれ役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備すること」を引き継いで策定。
- 主な取組
  - ・全ての市町村におけるブックスタート事業の実施
  - ・学校における朝の読書活動の推進
  - ・学校における調べ学習用の支援用図書セット貸出しの開始
  - ・横断検索システムへの県内図書館の参加促進、相互貸借や協力レファレンスの実施
  - ・子どもの生活リズム向上を目指すチャレンジカードの作成

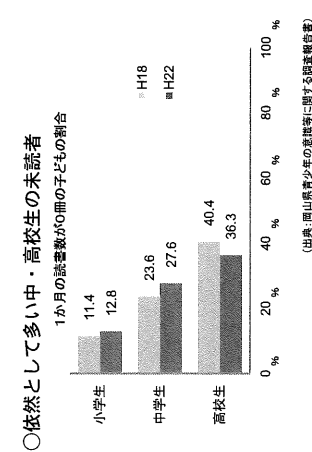
## 取組の成果



## 読書好きの増加の背景

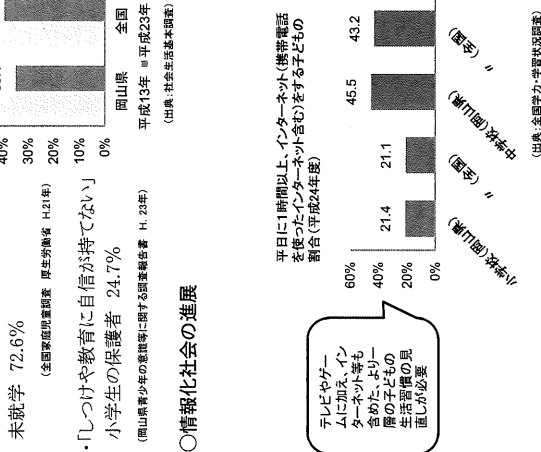


## 課題 (現状)



## 課題 (背景)

- 文字中心の本へのステップアップでのつまずき
- 読書経験の少ない生徒の苦手意識
- 絵本の読み聞かせ等が行われない家庭の存在 (考えられる要因)
  - ・時間的制約等で読み聞かせに意識が及ばない。
  - ・絵本の選び方や読み聞かせの方法が分からない。
  - ・子どもとのコミュニケーション自体が少なく、子育てに悩みを抱えている。
- 大人を含めた読書離れ
- 「お話を聞かせたり、本を読んでもその感想を話し合ったりする」未就学 72.6%
- 「しつけや教育に自信が持てない」小学生の保護者 24.7%



## 第3次計画の目的

「自ら本を読み、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもを育てる」

### 子どもたちの発達段階に応じた目標

【乳幼児期】  
絵本や物語等に親しみ、家族や大人、友達と心を通わせることができよう、読み聞かせ等を行う人的環境整備の充実や、本や読書スペース等の物的環境整備を目標とする。

【小学生期】  
児童が目的に応じて本を選ぶことができ、児童の興味・関心に応じた適切な助言等を行う人的環境整備の充実や、日常的に読書に親しむことができるような物的環境整備を目標とする。

【中・高校生期】  
生徒が読書を通じてものの見方や考え方を広げ、広い範囲から情報を収集し活用することで生活に役立ったり、生徒の読書の幅を広げるための適切な助言等を行う人的環境整備の充実や、自己を向上させようとするところができるような物的環境整備を目標とする。

## 代表的な評価指標 『未読率の減少』

学年	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	12.8%	12.8%	12.8%	6.4%
中学校	27.6%	27.6%	27.6%	13.8%
高等学校	36.3%	36.3%	36.3%	18.2%

## 重点的取組

- 学校等における子ども読書活動推進
  - 学校担任を中心として全ての教職員が、読書活動に対する意識を高め、学校の教育活動全体を通じて多様な指導の展開を図り、児童生徒の望ましい読書習慣が形成されるよう努めることが重要である。そのため各学校においては、学校図書館運営計画等を作成し、学校評価等の際に評価検証を行いなから、学校図書館の計画的な利用や読書指導の充実を図っていくことが求められる。
  - 「読書好き」の子どもを育てるための司書教諭等への研修の充実
  - 学校図書館の計画的な利用や子どもの主体的な読書活動の充実を図るなどの研修の実施
- 家庭教育への支援及び子ども読書活動を支える人材の育成・協働
  - 取組の中で、読書活動に係る啓発をこれまで以上に充実していくことが求められる。
  - また、様々な場所で多様な主体が活動を行っているが、いくつかが指摘されている。この課題を解決するためには、教育機関や子育て支援関係機関、民間団体、読書ボランティア等、子ども読書活動に関わる様々な当事者が互いの立場や果たすべき役割について理解を深め、連携・協働して取組を進めていく必要がある。施策の立案や取組の実行段階等、様々な場面で熟識し、関係を深めていく機会を設定していくことが求められる。
  - 乳幼児期からの読み聞かせ等の啓発等、家庭教育支援の一層の推進
  - 学校図書館担当職員 (学校司書) 等、市町村立図書館の司書、読書ボランティア等への継続的な研修の充実
- 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進
  - 県立図書館は、児童読書の中心に、児童読書の整備や読み聞かせ等の直接的な児童サービスを提供するとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携・協働を図りながら、県全体の子ども読書活動推進のための7人一体的役割を果たす。
  - 県立学校等における学校セット図書の実施
  - 学校図書館担当職員 (学校司書) 等、市町村立図書館の司書、読書ボランティア等への継続的な研修の充実 (再掲)

第3次高梁市子ども読書活動推進基本計画  
☆☆ 高梁わくわく読書プラン ☆☆

平成28年2月

発 行 高梁市教育委員会  
問い合わせ 高梁市教育委員会社会教育課  
〒716-8501 高梁市松原通2043  
電 話 0866-21-1514  
FAX 0866-21-1510